

インフルエンザ予防接種の説明書（令和6年度）

※接種前に必ずお読みください※

●対象者 / 次のいずれかに該当する方

- ① 接種当日に65歳以上になる方
- ② 接種当日に60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり、かつ、身体障害者手帳1級に相当する方

●接種期間 / 令和6年10月1日（火）から令和7年1月31日（金）※医療機関の休診日を除く

●接種回数 / 実施期間中に1回

●費用 / 1,500円

●持ち物 / 本人確認書類（マイナンバーカード等）、対象者②の方は身体障害者手帳、又は医師の意見書

1. インフルエンザとは

インフルエンザは「インフルエンザウイルス」に感染して起きます。38℃以上の発熱、頭痛や関節痛・筋肉痛などの全身の症状が急にあらわれ、高齢の方や種々の慢性疾患を持つ方は肺炎を発症するなど重症化することがあります。

2. インフルエンザ予防接種の有効性

ワクチン接種を受けた高齢者は、死亡の危険が1/5に、入院の危険が1/3から1/2まで減少することが期待できるとされています。現行ワクチンの安全性はきわめて高いと評価されています。

なお、予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに2週間程度かかり、その効果が十分に持続する期間は約5か月間とされています。より効率的に有効性を高めるためには、インフルエンザが流行する前の12月中旬までに接種を受けておく必要があります。インフルエンザウイルスは毎年変化しながら流行します。そのため、流行が予測されるウイルスにあったワクチンを製造しているので、毎年予防接種を受ける必要があります。一般的には、65歳以上の方は1シーズン1回の予防接種で効果があります。

3. インフルエンザ予防接種の副反応

接種部位の発赤、腫脹、疼痛などがありますが、通常2～3日のうちに治ります。全身症状として、発熱、悪寒、頭痛、倦怠感等がありますが、通常2～3日のうちに治ります。まれに接種直後から数日中に、発疹、じんましん、紅斑、掻痒等があらわれることがあります。

重大な副反応として、まれにショック、アナフィラキシー（じんましん、呼吸困難、血管浮腫等）、ギランバレー症候群、けいれん、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、脳症、脊髄炎、視神経炎、肝機能障害、黄疸、喘息発作等があらわれるという報告があります。

4. 予防接種を受ける前に

インフルエンザの予防接種を受けるように努める必要はなく、予防接種の必要性や副反応をよく理解し、十分に納得したうえで、ご本人が自らの意思と責任で接種を希望する場合に接種を行います。また、接種を受けるご本人の意思の確認が難しい場合などには、家族やかかりつけ医の協力によりご本人の接種の希望が確認できた場合に接種を行うことができます。（最終的に確認ができなかった場合には、予防接種法にもとづく接種はできません）。

5. 予防接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱のある人（一般的に、体温が37.5℃以上の場合を指します。）
- ② 重篤な急性疾患にかかっている人（急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性もあるので、その日は見合わせるのが原則です。）
- ③ インフルエンザ予防接種液に含まれる成分によって、アナフィラキシーショックを起こしたことがあることが明らかな人
- ④ 過去のインフルエンザの予防接種で、2日以内に発熱及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがある人
- ⑤ その他、医師が予防接種を行うのに不適当な状態と判断した場合
上の①から④に入らなくても医師が接種不適当と判断した時は接種できません。

6. 予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない人

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する人
- ② 今までにけいれんを起こしたことがある人
- ③ 過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ④ 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患のある人
- ⑤ インフルエンザ予防接種液の成分又は鶏卵、鶏肉、その他の鶏由来のものに対して、アレルギーを呈するおそれのある人

7. 他の予防接種を受けている場合の接種間隔

令和2年10月1日より、異なるワクチン間の接種間隔の制限がなくなりました。

8. 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ① 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。また、インフルエンザワクチンの副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。
- ② 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめ、接種部位を清潔に保ちましょう。接種当日はいつも通りの生活をしてかまいませんが、激しい運動は避けましょう。
- ③ 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化があるときは、速やかに医師の診察を受けましょう。

9. 予防接種健康被害救済制度について

予防接種では健康被害（病気になったり障がいが残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。

インフルエンザの予防接種によって健康被害が生じた場合にも、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられる場合があります。手続きなどについては、鴻巣市健康づくり課（鴻巣保健センター）にお問い合わせください。

接種後、医療機関から交付される予防接種の記録（予防接種済証）は、大切に保管しておきましょう。

*** 問い合わせ *** 鴻巣市健康づくり課（鴻巣保健センター） 電話 048-543-1561